二　国の補助金を受けて施行する離島伝送用専用線設備維持管理事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第四十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

三十四　分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十五　地域鉄道支援に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

三十六　ラジオ難聴解消対策に要する経費があること。

一　前条第一項第一号の表第四十七号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　市町村が単独事業として実施するラジオ難聴解消対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

三十七　水防団員の退職報償金に要する経費があること。

市町村が水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の三の規定に基づき支給した退職報償金に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

三十八　新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十九　分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二　国の補助金を受けて施行する離島伝送用専用線設備維持管理事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第四十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

三十四　分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十五　地域鉄道支援に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

三十六　ラジオ難聴解消対策に要する経費があること。

一　前条第一項第一号の表第四十七号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　市町村が単独事業として実施するラジオ難聴解消対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

三十七　水防団員の退職報償金に要する経費があること。

市町村が水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の三の規定に基づき支給した退職報償金に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

三十八　新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十九　分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。